

- 報告事例には、母親が自ら「育てられない」「子どもを預かって欲しい」と希望していたことから、養護相談ケースとして対応し、児童相談所は「親子は離れるべきではない」との考えの下に在宅指導を続けていたところ、虐待により死亡に至った事例があった。

【提言 4】

- 児童相談所等の虐待対応において、直接目視による安全確認を行うこととするとともに、安全確認を行う時間ルールを設定し、虐待通告を受けてから 48 時間以内が望ましい旨を徹底すべき。
- 虐待対応に当たっては、家庭訪問により居室内での養育環境の調査の実施を基本とするとともに、自治体ごとに、アセスメントの標準的な様式や手順を定めることとする。
- 児童相談所等がリスクアセスメントを行うに当たっては、他機関が独自に実施した調査結果を鵜呑みにするのではなく、自ら調査を行い判断するように周知徹底する。

(参考)

- ・平成 19 年 1 月 23 日付けで児童相談所運営指針等を改正。本年 4 月 1 日現在、9 割の児童相談所を設置する自治体において 48 時間以内での時間ルールを設定しており、平成 19 年度中には、すべての自治体で時間ルールを設定予定となっている。

課題 5 心中事例への対応

- 心中を予防することは、児童虐待という観点からも重要な課題となっているにもかかわらず、このような視点からの心中事例に関する検討はほとんどなされていない。
- 過去に心中未遂のあった事例の場合はリスクが高いケースとして対応するというルールが児童相談所等にはない。

(報告事例の状況)

- ヒアリング対象事例 1 においては、心中未遂事例にもかかわらず、ハイリスク・ケースとして、母親の精神面のリスクアセスメントが十分に行われていなかった。